

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：東洋シャッター(株)

住所：大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年5月15日 6週間

至 令和8年6月25日

3. 事実概要

東洋シャッター(株)は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。

このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 山岸 宏司

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564